

髮

唉ベキ榮エヲ願ヒ申ニモ非候、

〔字鏡集五〕髪タブサ、モトドリ、

〔松屋筆記百三〕髪

俗に髪の本鳥を曲げたる所を、タブサといへり、古くタブサといへるは、手房にて手の先也、

〔下學集上〕髪<sub>ビシ</sub>與<sub>レ</sub>髮<sub>ビシ</sub>同

〔書言字考節用集五〕髪<sub>ビシ</sub>時珍云、<sub>耳前毛</sub>、<sub>髮<sub>ビシ</sub>同</sub>

〔倭訓菜中編二十一〕びんづら 髮顏の義、江次第に幼主之時垂髮頬と見ゆ、童形の時髪の髪を筆の軸ほど分て、兩方へさげるなりといへり、了角の義なり、源氏にみづらゆふと見えたり、されば鬢づらはみづらの訛なるべし、又さげびづらといふ事あり、宗祇旅日記に、西行が水びんかきけんまでともいへり、

〔日本書紀三十三年正月丙辰詔曰○詔曰ニ務大肆陸奥國優嗜曇郡城養蝦夷脂利古男麻呂與鐵

折請剔髮髮爲沙門、

〔古事記二節〕中關白道隆藤原以酒宴爲事、賀茂詣之時、醉而寢車中、冠拔在傍、臨欲下車之期、入道殿被驚申、驚而以扇妻搔髮、猶如水鬢。

〔今昔物語二十八〕尾張守口口五節所語第四

今昔□□天皇ノ御代ニ、□□ノ□□ト云フ者有ケリ、○中尾張ノ守ニ被成タリ、○中三年ト云フ年、五節ニ被宛ニケリ、○中此ノ五節所唉ハムトテ、殿上人達ノ謀ル様ハ、○中五節所ノ前ニ立並デ歌ヲ歌ハムト爲ル也、其作タル様ハ、髪タマラハ、ユカセハコソ、ヲカセバコソ、愛敬付タレト、髪タマラト云ハ、守ノ主ノ毛清ク髪ノ落タルヲ、此ル髪タマラシテ、五節所ニ、若キ女房ノ中ニ交リ居給タルヲ、歌ハムズル也、